

**新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業及び  
乳幼児（6ヶ月以上4歳以下の者）・小児（5歳以上11歳以下の者）への  
新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制確保支援事業  
にかかる三重県ワクチン接種体制支援金交付要領**

（趣旨）

第1条 三重県の交付する、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業及び6ヶ月以上4歳以下の者（以下「乳幼児」という。）・5歳以上11歳以下の者（以下「小児」という。）への新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制確保支援事業にかかる三重県ワクチン接種体制支援金（以下「支援金」という。）については、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知）、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」（令和3年8月27日付け健発0827第2号）及び「令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱」（令和3年8月27日付け厚生労働省発健0827第7号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進のために協力する医療機関の取り組みに対し、支援金を給付する。

（支援金の給付）

第3条 交付の対象者は、別表1に掲げる医療機関とし、支援金、振込手数料、及び知事が必要かつ適正と認めるものを交付の対象とする。

2 支援金の対象及び金額は、別表1、2のとおりとする。

（支援金の請求等）

第4条 支援金の給付を受けようとする場合、請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに、実績報告（様式第2号）及び請求書（様式第3号）を、三重県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

（請求の受付期間）

第5条 支援金の請求受付期間は、別表3の請求期間とし、知事が定める日までに請求しなければならない。

(給付の決定)

第6条 知事は、医療機関から第4条の規定に基づく請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに支援金の給付を決定するものとし、その決定の内容を請求者に通知するとともに、支援金を給付する。

(支援金の給付等に関する周知等)

第7条 知事は、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業及び乳幼児・小児への新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制確保支援事業の実施に当たり、給付対象者の要件、請求の方法、請求受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療機関への周知を行う。

(不当利得の返還)

第8条 知事は、支援金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者に対して、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事は、交付すべき額を決定した場合において、既にその額を超えて交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第9条 この要領の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月26日から施行し、令和3年度から適用する。

附 則

この要領は、令和4年1月25日から施行し、令和3年度から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月10日から施行し、令和3年度から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月25日から施行し、令和3年度から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月21日から施行し、令和4年度から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月14日から施行し、令和4年度から適用する。

附 則

この要領は、令和4年9月27日から施行し、令和4年度から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月24日から施行し、令和4年度から適用する。

(経過措置)

1 この要領による改正前の新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業及び小児への新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制確保支援事業にかかる三重県ワクチン接種体制支援金交付要領の規定により行われた手続き等その他の行為は、この要領の相当規定により行われた手続き等その他行為とみなす。

(別表)

別表1 (対象)

1 事業	2 内容	3 対象者
(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し必要な支援を行う。	三重県内において個別接種を行う医療機関(病院・診療所)※
(2) 乳幼児・小児への新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制確保支援事業		

※介護老人保健施設や特別養護老人ホームにおいて行った個別接種についても、支援事業(診療所における取組)の対象となる。

別表2 (金額)

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

1 取組	2 給付額	3 10月以降の追加要件
<b>病院における取組</b> ア 特別な接種体制を確保し、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が対象期間内に4週間以上あった場合 イ 50回以上/日の接種を行った場合	ア 医師1人1時間当たり7,550円 看護師等1人1時間当たり2,760円 イ 100,000円/日※11月30日(水)までとする	ア 従前通り イ 時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること
<b>診療所における取組</b> ウ 週100回以上の接種を対象期間内に4週間以上行った場合 エ 週150回以上の接種を対象期間内に4週間以上行った場合 オ 50回以上/日の接種を行った場合	ウ 2,000円/回 エ 3,000円/回 オ 100,000円/日※上記2点との重複不可	ウ・エ それぞれ1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること オ 時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること

(2) 乳幼児・小児への新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制確保支援事業

1 取組	2 給付額
<b>病院・診療所における取組</b> 乳幼児・小児への接種又は予診のみを行った場合	1,500円/回

別表3 (期間)

1 対象期間	2 請求期間
・第6期間 令和4年4月1日(金)から令和4年6月4日(土) ・第7期間 令和4年6月5日(日)から令和4年8月6日(土) ・第8期間 令和4年8月7日(日)から令和4年10月1日(土) ・第9期間 令和4年10月2日(日)から令和4年12月3日(土) ・第10期間 令和4年12月4日(日)から令和5年2月4日(土) ・第11期間 令和5年2月5日(日)から令和5年3月31日(金)	・第6期間 令和4年6月1日(水)から令和4年6月30日(木) ・第7期間 令和4年8月1日(月)から令和4年8月31日(水) ・第8期間 令和4年10月1日(土)から令和4年10月31日(月) ・第9期間 令和4年12月1日(木)から令和4年12月28日(水) ・第10期間 令和5年2月1日(水)から令和5年2月28日(火) ・第11期間 令和5年3月15日(水)から令和5年4月14日(金)
※ただし、別表2の「病院における取組」のうちイの支援については11月30日(水)までとする。	